

令和3年8月臨時会
厚生常任委員会会議録
令和3年8月25日

場 所 第3委員会室

令和3年8月25日(水曜日)

健康増進課長 市成典文
感染症対策室長 有村公輔

午前10時32分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第12号)
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

出席委員(8人)

委員長	日高利夫
副委員長	坂本康郎
委員	横田照夫
委員	日高博之
委員	野崎幸士
委員	佐藤雅洋
委員	渡辺創
委員	前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(1名)

議員	右松隆央
----	------

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	重黒木清
福祉保健部次長 (福祉担当)	小川雅彦
福祉保健部次長 (保健・医療担当)	和田陽市
部参事兼福祉保健課長	山下栄次
医療薬務課長	牛ノ濱和秀
薬務対策室長	林隆一朗
衛生管理課長	壹岐和彦

事務局職員出席者

議事課主幹 藤村正
政策調査課主査 澤田彩子

○日高委員長 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本委員会に付託されました議案について、福祉保健部長の概要説明を求めます。

○重黒木福祉保健部長 おはようございます。福祉保健部でございます。

委員の皆様には御多忙の中、急遽、委員会で御審議いただける機会を設けていただきまして、まことにありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、先ほど、知事が御報告したとおりでございますけれども、全国的に経験したことがないような感染の爆発が続いております。本県におきましても、爆発的な感染拡大が続いている状況でございます。そういった中、本日にも、いわゆる国のまん延防止等重点措置が適用されるという状況に至っているところでございます。

厳しい状況が続く中でございますけれども、福祉保健部としましては、これまでどおり、全力を尽くして、感染収束に向けて、部職員一体となって、各部とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、御指導、御支援

のほど、引き続きよろしくお願いたします。

それでは、本日御審議いただく議案につきまして、概要を説明させていただきます。

お手元の厚生常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

本日の説明事項は、議案第1号の新型コロナウイルス感染症対策に関する補正予算、また、専決の関係でございますけれども、報告事項が2件でございます。

資料の1ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第12号)」であります。

補正額は一般会計で、補正予算集計表の下から5行目、8月補正の欄でございますように、84億7,116万4,000円の増額をお願いしております。

この結果、福祉保健部全体の補正後の予算額は、表の一番下の右の欄でございますように、一般会計と特別会計を合わせて2,701億4,339万9,000円となります。

2ページを御覧ください。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に関する予算でございます。表の一番下の8月補正の欄にありますように、改善事業、感染症対策休業要請等協力金事業であります。

これは、県独自で行っております飲食店等への営業時間短縮要請及び国のまん延防止等重点措置の本県への適用に伴います、飲食店等及び大規模集客施設への営業時間短縮要請等に必要となります協力金を支給するための経費でございます。

お戻りいただきまして、目次を御覧ください。

報告事項が2件でございます。

報告第1号が本年8月6日、報告第3号が8月14日に行いました専決処分の承認を求めるも

のでございます。

詳細につきましては、この後担当課長が御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○日高委員長 部長の概要説明が終わりました。

次に、議案についての説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○山下福祉保健課長 それでは、お手元の令和3年度8月補正歳出予算説明資料の福祉保健課のところ、3ページを御覧ください。

福祉保健課の補正予算額は、左の補正額欄にありますとおり、84億7,116万4,000円の増額補正であります。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額欄にありますように、302億5,741万円となっております。

5ページを御覧ください。

(事項) 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費の説明欄、改善事業、感染症対策休業要請等協力金事業84億7,116万4,000円の増額補正であります。

内容につきましては、厚生常任委員会資料で御説明させていただきます。

厚生常任委員会資料の3ページを御覧ください。

改善事業感染症対策休業要請等協力金事業です。

1の目的・背景ですが、新型コロナの感染が拡大する地域における飲食店等に対する営業時間短縮要請の延長や、まん延防止等重点措置区域の指定を行う地域における大規模集客施設等に対する営業時間短縮要請を行うことにより、感染の鎮静化を図るものです。

事業の概要に入ります前に、感染状況の御説明をさせていただきたいと思っております。

厚生常任委員会資料の5ページを御覧ください。

5ページの上段ですが、これは本県の1日当たりの新規感染者数を表しております。

御覧のとおり、この7月以降、新規感染者数の急増に伴いまして、8月4日に感染拡大緊急警報、8月11日に緊急事態宣言を発出したところですが、その後、100人以上の新規感染者数が発生するなどの状況がございました。

また、保険適用検査での陽性判明数の高止まりですとか、県内において、感染爆発が続く状況を踏まえまして、人流のさらなる抑制を図るために、国に対しまして、まん延防止等重点措置を要請したところでございます。

下の表は、本県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数でございます。こちらでも過去最高になっております。また、表の中にありますとおり、全国の順位におきましても、全国23位と徐々に順位が上がってきているところでございます。

6ページを御覧ください。

上の表ですが、これは県内各圏域の感染状況を表しております。宮崎・東諸県圏域、日向・東臼杵圏域におきまして100を超えるような数字になっており、県下全域でステージ4を超える状況になっております。

下の表ですが、行政検査での陽性数と医療機関の検査での陽性数の表でございますけれども、御覧のとおり、医療機関での検査での陽性判明者数の割合が非常に高くなっているところでございます。

7ページを御覧ください。

上の表が、国の分科会が示す指標における本県の状況でございますが、それぞれの値が現状のようになっておりまして、本県はステージ4

の状況にあると考えております。

また、その下の表でございますけれども、入院患者、療養者数の推移でございますが、今回の第5波におきまして、入院患者、宿泊施設療養者、自宅療養者数の数が過去最多の水準になっているところでございます。

8ページを御覧ください。

まん延防止等重点措置における主な対策について記載しております。

一番右が県独自の緊急事態宣言で行っているものですが、真ん中のまん延防止等重点措置の、特に、黒く書いているところがまん延防止等重点措置で追加されるもの、変わるもの等の概要になっております。

それでは、事業の説明に戻らせていただきます。

厚生常任委員会資料の3ページを御覧ください。

2の事業概要ですが、このように日々変わる感染状況に対応するために、あらかじめ想定した期間分の予算を計上して、必要な対策を適宜的確に講じてまいりたいと考えております。

まず、(1)の感染症対策休業要請等協力金ですが、①にありますとおり、営業時間短縮要請に協力していただいた飲食店等への協力金を支給する市町村に対して補助を行うものでございます。

なお、現在、営業時間短縮要請につきましては8月31日まで延長しておりますけれども、今後の感染状況あるいはまん延防止等重点措置の適用に備えまして、協力金の支給期間については1か月を想定しております。

この下の表にございますとおり、まん延防止等重点措置区域と上記以外の区域における協力金額を記載しております。

現在の飲食店等に対する営業時間短縮要請の概要は、4ページの上段にも出ておりますけれども、宮崎市につきましては、8月6日から24日までであったものを31日まで、宮崎市外を14日から24日までであったものを31日までということにしております。

常任委員会資料の3ページに戻りまして、(1)の②ですが、感染防止対策事務費補助金といたしまして、市町村の感染症対策休業要請等協力金の支給事務に要する経費を補助するものでございます。

(2)の大規模集客施設等営業時間短縮要請協力金ですが、まん延防止等重点措置の適用区域におきまして、営業時間短縮要請に協力した大規模集客施設等に対して協力金を支給するものです。支給期間につきましては、1か月を想定しております。

協力金額につきましては、表にあるとおりですが、4ページの下段に概要を記載しております。

このまん延防止等重点措置区域の地域におきまして、営業時間短縮の要請に応じた大規模集客施設と、その中にありますテナント事業者等に対しまして、売場面積及び営業時間短縮の割合に応じて協力金を支給するものでございます。

営業時間短縮の対象となる施設は、この中の表にあるような施設となっております。そこに対する協力金につきましては、もろもろの条件を満たした場合に、1,000平米ごとに、金額に時短率と時短日数を掛けた数字の金額を支給していくことになっております。

また、映画館については、4ページの一番下にありますような別途の交付があることになっております。

3ページにお戻りいただきまして、(3)の事

務費ですが、協力金の申請受付業務の委託あるいは広報経費関係の事務費をお願いしております。

それから、3の事業費ですが、補正額は、表の左から2列目にありますとおり、84億7,116万4,000円です。財源の内訳は、全額国庫支出金となっております。地方創生臨時交付金を充当することとしております。

4の事業効果ですが、飲食店等や大規模集客施設の事業者に対しまして協力金を支給することにより、要請の効果を高め、感染リスクの高い飲食の機会を減らす、あるいは人流の抑制を図るということで、新型コロナの感染拡大防止を進めることができると考えております。

次に、9ページを御覧ください。

専決処分承認を求めることについてでございます。

報告第1号関係の1、感染症対策休業要請等協力金事業です。

これは先ほども御説明しましたが、宮崎市内の飲食店等に対しまして、8月6日から8月24日まで、営業時間短縮要請を行ったことに伴い、宮崎市と連携して協力金を支給するための増額補正を行ったところでございます。

専決補正額は、下の①にありますとおり、17億430万円でございます。この結果、補正後の事業費は49億4,009万9,000円となっております。

次に、報告第2号関係の1、感染症対策休業要請等協力金事業です。

これは、宮崎市以外の市町村の飲食店等に対し、8月14日から営業時間短縮要請を行ったことに伴いまして、協力金を支給するため、増額補正を行ったものです。

専決補正額は、①にありますとおり、13億8,870万2,000円です。この結果、補正後の事業費は63

億2,880万1,000円となっております。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はございませんか。

○日高委員 全体的なことなんですけど、このまん延防止等重点措置が宮崎県に適用される見込みというか、適用されるんだろうということではありますが、それに伴って、営業時間短縮要請に係る概要の説明もいただきました。また、まん延防止等重点措置における主な対策についても説明を受けました。

私が知りたいのは、今までの県独自の緊急事態宣言から国指定のまん防という形になったんですが、知事の権限がどう変わってくるのかということなんです。

よくあるのが、飲食点等に対する時短要請を守らなかったところに対しての罰則規定だという話で、国の緊急事態宣言下ではあると聞いておりますが、今回、このまん防について知事の権限はどうなっているのか、その辺について伺いたいと思います。

○山下福祉保健課長 委員のおっしゃるとおり、これまで、県の緊急事態宣言につきましては、多くは新型インフルエンザ等特別措置法の第24条に基づく要請だったんですけれども、今回、まん延防止等重点措置の適用区域になった場合、飲食店等に対する時短要請につきましては特措法の第31条に基づいて時短要請を行うということで、委員がおっしゃったような時短要請を守らない店舗に対する命令ですとか、その命令に従わない場合は、過料を科す権限というのが加わってくるということがございます。

あと、これは要請の権限として、同じ第24条なんですけれども、先ほど申し上げました大規模集客施設等に関しましては、国の対処方針の中で、まん延防止等重点措置になった区域につ

いては、知事がこういう大規模集客施設等に対して時短の要請ができるということになっておりまして、そういったところが、主な違いかと思っております。

○日高委員 具体的に、時短要請を守らなかったところに対する、そういった罰則規定。そこは、もっと具体的にどう違うのかというところを教えてくださいたいと思います。

○山下福祉保健課長 県の緊急事態宣言におきましては、あくまでも、知事の要請ということになりますので、飲食店等がそれに従わない場合に、何か現状で罰則があるということではなかったわけなんですけど、特措法の第31条のまん延防止措置区域の対象になるということで、権限が付与されると。命令あるいは、過料というのは法律に基づく罰則でございますので、そういったところが、新たに強化されることとなります。

○日高委員 罰則の内容を教えてください。

○山下福祉保健課長 内容につきましては、大きくは命令と、過料ということになっておりまして、順を追って他県の例で申し上げますと、基本的には、まず時短要請に従っているかどうかの確認をした上で、確かに時短要請に従ってないとなりましたら、時短に従いなさいという命令の措置を発動する。

それに従わない場合は、裁判所に通知をいたしまして、裁判所から過料の手続というか——最高20万円ということですけども——そういったものの義務が発生する。県としては、そういう権限が発生することになっております。

○日高委員 それは重要なことで、基本的に、まん防を適用するとき、感染が広まらないように人流を抑制するという形で、飲食店等や大規模集客施設に、その時短協力金を支給するわ

けですから。

今までは、県独自の緊急事態宣言ですから、飲食店の中には、まあ、協力しないところもあったと思うんですよ。でも、今回、守らんかったら、命令違反になるんですよ。

ただ、20万円以下の罰金という話が、今あったんですけども、そういったところを何とか、ただ、協力金を幾らもらえるかという話ばかりではなくて、それを守らなかつたらこういうことになるんですよということを、もっと周知しないと県独自の緊急事態宣言と同じですよこれ。ただ、協力金が5,000円上がったぐらいにしか思っていないですよ。

その辺について、今日の知事の提案理由の説明でも、知事の権限がこう変わるという話があるのかなと思ってはいたけれども、その辺には触れられなかった。そこはとても重要なところだと思うんですけども、今後、これをしっかり周知する必要があると思いますが、どうでしょうか。

○山下福祉保健課長 委員がおっしゃったように、まん延防止等重点措置区域になりますと、要請事項も今までより多くなってきますし、今申し上げたような命令過料の措置ということも出てきます。

もちろん、今でも大半の飲食店等は時短要請に従っていただいていますけれども、そういうまん延防止等重点措置に伴って出てくることの内容につきましては、わかりやすく、つぶさに広報といいますか、周知するよう努めてまいりたいと考えております。

○日高委員 わかりました。まん防の適用区域が、宮崎市、日向市、門川町ということを経道で聞いておりますし、いろんなところで話が出ております。これについての周知をしっかりとやっ

てもらいたい。

もう一つ、まん防がこの2市1町に適用される基準はどうなっているのか。

例えば、直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数からすると、このラインだから、この2市1町はまん防の対象として知事が国に要請をしたということなのか報告してもらえないでしょうか。

○山下福祉保健課長 まん延防止等重点措置の国への要請に当たりましては、本県の感染状況全般を御説明してお願いをしたところでございまして、手続から申し上げますと、まずは、国がまん延防止等重点措置の対象適用を宮崎県に適用するとなった後に、県知事はその区域を指定することになっております。

要請の際に念頭にありましたのが宮崎市と日向市でありまして、昨日の時点で門川町という名前も出てまいりました。そこについては現在の感染状況が、先ほど見ていただいた圏域の新規感染者数が100人を超えるという状況にあること等を踏まえて申し上げたところです。実際に適用の指定をする場合には、そういう根拠をお示しして指定していくと。全体の感染状況の中で、具体的にどういった形でということをお願いしていくことになっております。

○日高委員 そうですね、その根拠がないと。この2市1町というのは、当然知事も、国に対して区域指定はしていないと思うんです。例えば、今の感染状況で、やっぱり、この2市1町が特にひどいからという感覚なのか。それとも、何らかの数値に基づいて、この数字がこのぐらいだから、当然、この2市1町ということなのか。他はそこまで達してないから、県独自の緊急事態宣言ということで、ある程度のラインとどうか、宮崎市が幾ら、日向市が幾ら、門川町

が幾らとかいったことがわかれば教えてもらえないでしょうか。

○重黒木福祉保健部長 まん延防止等重点措置につきましては、県全体の感染状況を踏まえて、国が適用を決めてくるというものでございます。その中で、基本的な趣旨は、地域を絞って強い対策を打つというものでございます。

そういった中で、我々の考え方としましては、まず、感染が非常に拡大している地域とか圏域の中で、特に、人流の抑制を図る必要があるということで、人の集まりやすいようなところ、その圏域の中心となっているところ、もしくは、そこに付随するところを中心に見ていって、まん延防止等重点措置を適用する市町村を決めていこうと思っています。

現在、宮崎市につきましては、御承知のとおり、感染爆発が続いておりまして、直近の新規感染者数の推移を見ているところでございまして、宮崎市につきましては、直近1週間で450人ぐらいの新規感染者が出ているというところでございます。人口10万人でいきますと、もう114人とか、それぐらいの数字になっていると。日向市につきましても、市の中では、それに準ずるような市になっておりまして、やはり、市ぐらいの人口規模になりますと、人が集まりやすいというところがありまして、そういった大きい、人口が集まっているところをしっかりとらえる必要があるだろうと。

門川町につきましては、日向市とほぼ生活圈、経済圏が重なっているというところで、非常に感染が急拡大しております。実を申しますと、日向市の新規感染者数の数と門川町の新規感染者の数、これがほぼ同じでございまして、人口規模が日向市が約6万人、門川町が1万8,000人弱だったと思いますけれども、それを考えると、

門川町の感染の多さというのが、特に際立っている状況でございますので、昨日、知事が門川町も想定という言い方をしております。

実際、どこの市町村を適用するかは県で、例えば、今日国が適用を決めれば、速やかにということですので、今日の感染状況を見ながら、後は、その感染の中身です。感染の中身で、こういった感染の広がり方をしているのか。今後の見通しはどうかというのを、市町村単位でしっかり分析して、具体的な適用を決めていくということになりますけれども、まずは、新規の感染者数がどれぐらい増えているのか。そして、地域の医療の逼迫に、その市町村の感染者数がどれぐらい影響を与えているか、これをしっかりと分析しながら検討していきたいと思っております。

○日高委員 十分分析をされておって、そういう形になったということが、部長の答弁でわかりました。

あと、福祉保健部も大変だろうと思うんですよ。これだけ増え続けて、知事からもなかなか減らないから、このことを重く受け止めますという発言もございました。

これからピークアウトがどこに来るのか、どういう形で今後推移していくのか、本当に読めない状況であります。部長を中心に、粘り強く県民のためにやっていただければと思います。よろしく願いいたします。

○渡辺委員 今の日高委員の質疑にも関係しますが、今の議論を整理すると、今日、国から指定を受けた場合に、県として判断する対象地域は、宮崎市、日向市、門川町です。今日の知事の所信では、門川町は出てきていないわけなので、改めて確認ですが、宮崎市、日向市、門川町を想定しているということではないのか。

それから、今回、国から指定をされた上で、どの市町村を当てはめるかは、県が状況を見ながら考えていくということでしたので、今後、ほかの市町村も部長が御説明されたような理由によって追加指定されていく可能性が十分にあり得ると県は見ているのかということを確認させてもらいたいと思います。

○重黒木福祉保健部長 渡辺委員のおっしゃるとおり、現時点での感染状況を踏まえて、宮崎市と日向市と門川町を一応想定をしているところでございます。その他の市町村も、今日ぎりぎりまで状況を見極めて決めていくことになるかと思っております。

○渡辺委員 休業要請等協力金についてですが、今、想定しているのは宮崎市、日向市、門川町ということでした。

そのスキームの中で、休業要請等協力金の対象となる飲食店等、それから大規模集客施設等について、それぞれ、どのぐらいの数になるという想定で予算立てがなされているのかを伺いたいと思います。

○山下福祉保健課長 まず、飲食店等の時短要請ですけれども、これまでの協力金の対象とほぼ同じであるという想定のもとですと、宮崎市が大体3,000店舗、日向市が500店舗、それから、門川町が50店舗と考えております。

それから、大規模集客施設ですけれども、これは他県の状況等から現状を考えましたときに、宮崎市が90店舗、日向市が30店舗、門川町については数店舗ではないかと考えております。

○重黒木福祉保健部長 ただいまの福祉保健課長の答弁の補足ですけれども、大規模集客施設については九十幾つという数でございますけれども、こちらにつきましては、生活の用に供する部分については除くことになっておりますの

で、今、機械的に算出しておりますが、日常生活用品の販売する部分を、除外していきますと、実際数は少し減る可能性がございますことを補足させていただきます。

○渡辺委員 休業要請等協力金についてお伺いをしますが、今、県独自の緊急事態宣言下で協力金の支給をしていますよね。今度はまん防に基づく対処が変わるわけで、金額も変わってきますが、売上高等々に応じて基準が変わって、額も変わっていくということになるんですけれども、その売上高とか売上高の減少という基準について、今、県がやっている緊急事態宣言のものと、今度のまん防に基づくものとで乖離はないのでしょうか。

つまり、聞きたいのは、今回、この措置が変わることによって、事業者の皆さんが、手続きをし直さなければならないとか、基準が変わったので、今までとやり方が変わるというような変化が起こり得るのか。

それとも、県の独自の緊急事態宣言——こんなことはないことを祈りたいですが、この先まだ、まん防になったり緊急事態宣言に戻ったりということを繰り返す可能性はあるわけなので、そのときに、できるだけ混乱と事務作業を減らすというのは大事なことだと思うんですけれども、その辺はどうなっているのか、ちょっと御説明いただきたい。

○山下福祉保健課長 おっしゃるとおり、いろいろ期間が変わったり制度が変わったり、事業者様の御負担というのは出てくる可能性がございます。これまでもなんですけれども、延長した場合におきましては、一旦どこかで期限を区切って、また再度申請ということをお願いしてきたところがございます。

今回も、延長につきましては、そういうとこ

ろは出てくると想定されておりますし、まん延防止等重点措置区域になりますと、提出していただく売上げの資料等は変わらないんですけれども、算出の割合ですとかが変わってきますので、申請書自体は、時短のものとは中身が変わってくる可能性があると思っています。

ただ、その辺は、実際支給する市町村と連携しながら、こういった形が、最も事業者の皆さんにとってスムーズな手続なのかというところを踏まえながら進めさせていただきたいと思っております。

○渡辺委員 協力金が出ること自体は、事業者の皆さんからすれば、大きな支えになることなので、大変助かっていることだとは思いますが、手続疲れみたいなのところもあるので、市町村ともうまく連携をしていただいて、ぜひ、その負担をできるだけ軽減するような対応をお願いしたいと思います。

あと、もう一つ伺いたいんですが、今回、予算立てをするに当たって、協力金の支給期間を1か月と見てますよね。今、国のまん防は9月12日までというのが期間の設定なわけですから、事業立てとしては、倍以上の期間、まん防だということで見ていると思うんです。これはちょっと僕らも不勉強で申し訳ないんですが、他県でこういう状況に今なっているところでも、同じような対応をしているのか。

建前だと言われれば建前かもしれませんが、9月12日までの措置の事業に対して、倍ぐらいの期間を見て予算立てはするというのは、構えとしてはよく分かることなんですけれども、それはオーソドックスな理屈付けになっているのかどうかというところを御説明をいただきたい。

○山下福祉保健課長 委員のおっしゃるとおり、今の国の緊急事態宣言は一旦、9月12日までと

お聞きしております。これまでも延長等が行われてきたところもございますけれども、まだ正式に、本県に期限等、指定も含めて来ていない状況でございます。

9月12日はもちろん、念頭にありますけれども、こういった期間が指定されるかというのは、不透明な部分もありまして、延長等も含めまして1か月という期間をお願いしているところでございます。

また、他県を全部調べたわけではありませんけれども、その都度予算を組むというところもございまして、ある程度、幅を想定しながら予算を組んでいるところもあると聞いておるところです。

○渡辺委員 県の認識を聞きたいというふうに、聞き方を変えたいと思うんですが、僕は今回のような対応、先をにらんで大きめに構えておくというのは、間違っているとは思っていません。

ただ、県の事業として組む以上は、今回、まん延防止等重点措置を要請して、国もそのように対応してくださると。それに対して事業をつくる以上、現状をシビアに見たときに、改善できるのは望ましいことですが、9月12日という基準だけでは、宮崎県の現状を考えたときに、この場を脱することは容易ではないと。

つまり、もう少し長いスパンできっちり構えないと、今の状況をピークアウトして抜け出して、県民生活を平穏に近いところに近づけていくためには、そのぐらいの構えが必要だという認識を県として持っているから、こういう期間の構え方なのかどうかというところの認識を確認したいと思うんですけど。

○重黒木福祉保健部長 渡辺委員の御指摘については、よく理解しております。

本来であれば、しっかりと期間を定めて、そ

の分に必要な予算を計上するというのがやり方だと思っております。

ただ、今回のデルタ株の脅威という中で、感染状況が日々刻々と変化していきます。どこでどれぐらいの規模の感染がおきるかわからないという中で、国のまん延防止等重点措置は今、9月12日まででございますけど、それがどうなるかわからないというのが1つと、あと、国のまん延防止等重点措置が、仮に12日で終わったとしたときに、県全体が落ち着いたとしても、どこかの市長村が、仮にまだ感染が収まらず、そこはまん防ではないんですが、県独自の、いわゆる時短要請を継続しなければならないかもしれないということもございます。

私の認識としては、デルタ株の脅威で、今、全体的に災害モードになっていると思っております。こういった災害時において、適時的確に、柔軟に対応していくためには、本当、例外的なことかもしれないんですけども、一定額の予算をお願いして、その中で、すぐ何か事が起こったら動けるようにしておきたいというのが私の認識でございます。

○渡辺委員 今の御説明で、よくわかったところです。ということは、技術的なことを確認したいのですが、もし、9月12日に国がまん延防止等重点措置は終わったと。ただし、状況はまだ深刻だから、おっしゃったように、県の緊急事態宣言に戻すというか、戻るといふところまで来たときに、この事業の予算は、仕組みとして、そのときの県の緊急事態宣言の状況下での協力金の支給にも使えるんですか。

○山下福祉保健課長 仕組みとしては、そのような形でも対応できると考えております。

○渡辺委員 わかりました。ありがとうございました。

○横田委員 以前、時短要請等に協力した事業者に対する協力金の支給の遅延は発生してないかと質問したんですが、本県においては、そういった事例は発生してないということでした。

今回、このまん防の適用を国が決める前に、こういった予算措置をされたということは、絶対遅延は起こさないぞといった、そういった気持ちの表れかなと思って敬意を表したいと思っています。

こういった対象の事業者にとって、この協力金とか支援金は、本当に最後の命綱的なものだと思いますので、絶対遅延が発生することがないように、また、さっきの渡辺委員の質問とも関連しますけれども、対象者が、絶対漏れることがないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

○山下福祉保健課長 御指摘のとおりでございます。

以前にもありました、報道等によりましては、よその県では、何か月たっても協力金が支給されないところもあると聞いております。

本県の場合、支給の窓口等を市町村に御協力いただいております。市町村も現場の事業者の視点に立った対応をしていただいております。聞いたところによりますと、申請から10日ぐらいで支給できたりもしているということです。今回もできるだけ早期の支給をということで、お話をしているところでございますので、市町村と連携しながら支給していきます。それから、おっしゃったような漏れのない支給に努めてまいります。

○野崎委員 関連してですが、東京都では、先ほどのとおり何か月も支給がなされないということ踏まえて、国は先払いをするように県にも要請していると思うんですけど、その支給の

タイミングは、さっき説明があった、申請したらすぐもらえる感じですね。

僕も、苦しんでいる人を助けるために早く払うのは必要だと思う。ただ、時短要請に協力しないお店も、要請すればもらえるわけですが、国は要請に協力しなかった店には、協力金を返してもらいなさいという措置をするわけですが、そのあたりの対策はできているんですか。

○山下福祉保健課長 委員のおっしゃったとおり、前払い制度につきましては、ただいま研究中です。他県のお話を聞きますと、誓約書等を出していただいて、必ず時短をしますということで前払いをして、しかる後に、時短に協力していただいたこと確認して、守ってないということになると返還という措置が出てくるということで、そこをしっかりとやらなければならないということがございます。

支給の迅速化というのは国からも言われておりますので、そういったところも含めて、最も適切な形を研究してやってまいりたいと思っています。

○野崎委員 今でもですね、店の表に休みますと張り紙を貼っていても、中からは、何かカラオケの音が聞こえてくるという話も聞きます。僕も実際、動画とかを見せてもらいました。そういうことが、実際、今でもあるわけですよ。

じゃあ、行政として巡回するのとか。それも大変な作業であって、先ほど、日高委員が質問したように、今回のまん防の要請を守らないと厳しい措置があるんだというの、ほとんど皆さん知らないの、まず、そういった周知徹底をしていただくことと、巡回という抑止的なことも、ある意味しないと。もちろん、先に払って助けてあげないといけないのはわかるんですが、中には、そういった店舗やお店等もあるの

で、そこは公正・平等という立場で、しっかり対応していかないといけないのかなど。払ったものを返せというのはなかなか厳しいので、そうならないように、よろしくお願いします。

○山下福祉保健課長 そのやり方、どうやってやるのかというのは研究中なんですけれども、他県の例では、これまでの過去の時短営業にしっかりと協力した店舗に対しては、そういう前払もできますよということもやっているところもあると聞いております。

そういうことをやれば、例えばこれまで協力していないところは前払いから除外されることもあるのかなど思っております。それにつきましては早急に、どういった方法が一番いいのか、考えさせていただきたいと思います。

○野崎委員 先ほど言ったように、他県の例もありましたが、今までしっかりと時短要請に協力したところはまあまあやるという感じですが、今までは協力しなかったところは、今回はしますからと言うと、もうそこは信用するしかないわけですから、そこはしっかりと対策は講じておかないと、後で問題になるといかんと思ったところです。

○日高委員 今のやりとりを聞いてまして、これはもう、どうなんですかね。これまで、県独自の非常事態宣言でも開けている店があったということが報道でもありましたね。今後、半ば容認なのか。しっかりと取り締まるのか。

特に、宮崎市がまん防の適用を受けるときというのは、県全体の店舗数の半分以上を占めるぐらいの店舗数があるんですよ。スタンスとして、半ば容認でいくのか、それとも、しっかりと取り締まって、命令をしっかりと出していくのかを明確にしてもらいたいと思います。

○山下福祉保健課長 これまで、類似の時短要

請をしてきたところでございまして、巡回等しているところからは、9割以上の店舗に御協力いただいていると聞いております一方で、協力いただけない店舗も確かにあったということです。そういうところにつきましても、粘り強くお話ししてきた結果、協力を得られているところも出てきていると聞いております。それが、最終的には、ゼロになるというのが望ましいわけですが、今後も、市町村とも連携しながらになります、粘り強い活動をして、できるだけ協力していただけるように取り組んでいきたいと思っております。

○日高委員 今回のまん防については今までと違うんだと。知事や市長が夜6時頃回っていますが、実際、本当は夜8時以降に回らないと意味がないんですね。営業しているかどうかというのを見ないと。

その辺のレベルで納めるのか、夜8時以降、しっかりと状況を見て、営業しているところでしっかりと注意して、聞かなかったら知事が命令をするのか、そこら辺のさじ加減というのは当然違って来るんだろうと思うんです。

その辺の県のスタンスとしては、県独自の時短要請と同じような感じだと…、要は守らなかつたら、もう1ランク、2ランク上の取締りをしていくんだと。どっちなのかと思って、それが見えないんですよ。

○重黒木福祉保健部長 これまでもなんですけども、いわゆる、夜6時とか夕方とかに、知事や市長が回っているのは、営業時間短縮要請の御協力のお願い、若しくは、利用される方々に、そういったことで認識してもらおう周知活動として行っております。

今年に入ってからの時短では、夜8時以降に我々事務方というか、職員が監視活動というか、

チェック活動というか、そういったもので数回、県と市で協働しながら、何回も回って行って、開いているお店については呼びかけをしつつ、営業しているところについてはしっかり呼びかけて、リストアップをしております。

当然、まん防になりましても、同様の活動を行うことになると思っております、さらにしっかりと、そういった監視活動等をして、不公正なことがないようにしていきたいと考えております。

○日高委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○前屋敷委員 この協力金についての極めて個別の案件なんです、店舗は県外にあるけれども、その店舗の所有者は宮崎県に住んでおられる場合、これは対象になるんだろうかというような御相談だったんですが。

○山下福祉保健課長 基本的には、県内の店舗に対して出すものでございますので、県外の店舗は、もちろん対象外。県内の店舗に対する時短要請ということになります。

○前屋敷委員 詳しく聞きましたら、確定申告は宮崎県でされておられるという人なんです。

○山下福祉保健課長 飲食店には個人で営業されているところもございますし、大手チェーンで全国展開されているお店もございます。そういったところにつきましても、あくまで、店舗の場所に着目しますので、店舗に対して時短要請をする。それに対して協力金を出すということでございますので、オーナーさんの住所、居住地は関係なくて、確定申告をどこにしているかというのも関係なく、店舗に対して時短要請をして協力金をお支払いしていくという形になります。

○前屋敷委員 それでは、あくまでも店舗が所

在するところを対象にするということになるんですか。

○山下福祉保健課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○前屋敷委員 御相談のあった方がおっしゃるには、その件でそういう対応がされない場合は、宮崎県でもできない。県外の出店先でもないとなると、どこに行っても補償がないという御相談なんです。救われないという話なんですけど。

○山下福祉保健課長 少なくとも、例えば、本県に店舗があれば、そこに対して時短要請をして、オーナーの方がどこにおられるにしろ、御協力いただいて、しっかり御協力いただいたということであれば、協力金はお支払いしますので、もし、そういう支給がされてないとか、申告できないという御事情があれば、個別に市町村等に御相談いただければと思います。基本的には、県内の店舗でしっかり御協力いただければ、協力金はお支払いいたします。

○前屋敷委員 あくまでも、県内の店舗ということですね。

○佐藤委員 協力金事業に関してですが、この協力をしながらでも、そこが感染源になったりとか、クラスターが出たりとか、さらには、前に感染者を出して、また再度出したとか、そういう事業所は把握されていますか。そういうところはあるんですか。

○有村感染症対策室長 昨年から、このコロナの感染症は継続しておりまして、委員のおっしゃるように、過去に感染者を出したお店、それがまた2度、3度というところはございます。

○佐藤委員 そういうところは、しっかり対策を打つ必要もありますよね。

というのは、感染が拡大する地域の感染の鎮静化を図ると。感染が拡大する原因というもの

があるわけです。宮崎県は先手先手を打って、他県と比べても感染者が少ないと思っておったんですけれども、ここに来て増えてきた。

その原因はやはり、お盆、オリンピック、そういう人流、それからデルタ株ということであろうと思うんですけれども、その辺の原因というのをしっかりつかんでおられるのか。

先ほど言ったような何度も同じようなことが起きる事業者をどうつかんでいって、どう対策をされているのかをお聞きしたいんですが。

○有村感染症対策室長 複数回、感染者を出したのにつきましては、その感染の経路がそのお店の場であるのか、または、家族からうつされたのか、そういった個々によって違いますので、そこに関しましては、その時々疫学調査を実施しているところでございます。

我々としては、そこからまた感染が拡大しないように、例えば、感染が確認された店舗の従業員の方であれば、その従業員の方から広がらないような措置というのは、その都度やっているところでございます。

○佐藤委員 原因をしっかりとつかんで、その芽を摘んでいただきたいと思います。

夏になれば減るんだと思ってたんですが、夏はそんな増えるもんじゃないという認識だったんですね。冬、乾燥して、インフルエンザなんかと一緒にだと思ってたんですが、全く違う。

県としては、県独自の緊急事態宣言も出す。その前は緊急警報、そういうのを出しながらも増えてきているというのが非常に残念なので、それを出しながらもそうなる原因というのをしっかりとつかんで対策を打たないと、先手先手のはずが、だんだん増えているというようなことをなくしていかないといけないと思います。

○有村感染症対策室長 委員御指摘のとおり、

感染者と接触の機会を減らす施策の1つとして、今回のまん延防止もごさいます。人流を抑制することは感染対策の基本でございまして、その効果に着目しておるところでございまして。

○佐藤委員 その原因は県内だけで増えてきたわけではなく、県外から持ち込んで増えたのか、それはどっちなんですかね。

○有村感染症対策室長 当然、このコロナの感染症、デルタ株にしても、県外、国外から持ち込まれたものであることは明らかと言われておりますので、最初の入り込みについては当然、県外でございまして。県外から入ったものが一次感染、二次感染を繰り返して、感染に至ったということでございまして。

中に入れば当然、それを抑え込むには、先ほど申しましたように、感染者を隔離する。それから、感染者がさらに感染させないように、再生を減らすような施策を講じてまいります。

○佐藤委員 なかなか感染源が特定できない、感染経路不明という割合が増えてきているかと思うんですけども、今現在、しっかり把握できているのか、ちゃんと申告していただいているのか、その辺はどうですか。

○有村感染症対策室長 先ほど、福祉保健課長の説明の中でもございましたけれども、医療機関での確認というのが増えてきております。そういったものを見ますと当然、感染者との接触のある方もいらっしゃいますけれども、昨日あたりは、どこで感染したのかわからないといったようなものもございまして。

当然、感染者に保健所の聞き取り調査に協力していただいた上での情報でございまして。当初に比べると、感染経路が不明といったようなことが、少しずつ多くなっているところがございます。

○渡辺委員 まん防の適用ということになれば、県民の皆さんに我慢を強いることが多くなるわけなので、そういう絡みで、議案から少しずれるかもしれませんが一つだけ。

御相談というか、連絡があったんですが、今、宮崎市内も感染者がたくさん出て、クラスターも出ている状況の中で、例えば、学校は大丈夫だろうかと不安を抱える方々もいらっしゃるし、それぞれの生活環境の中で、いろいろな不安がうごめいているという状態だと思うんです。

障害者施設等でのクラスター等も起こっている中で、今、いろんな制度を活用して、例えば、何曜日と何曜日と何曜日はこの通所施設に行ってもらってらっしゃる。どうも、そこでクラスターが出たようだという話は聞こえてくるけれども、別の曜日に、そこに行っていた方が別の曜日にほかの施設を利用したりするというケースで、このAさんはそこに行っていて、こっちにも来るのがわかっているんだけど、感染者が出たような話が聞こえてくる施設からは何の連絡もないし、確認してもやりとりもできないし、どうしたものかというような中での混乱が生まれていると。

プライバシーもいろんな情報開示のラインのことも十分わかっているんだけど、そういう対処に非常に困っているというお話が聞こえてきました。

議案とずれているので、答弁云々ということじゃないのですが、市町村等の連携の問題もあると思うので、実態に合わせて、その辺のコミュニケーションが円滑にいくようにしないと、わからなかったのをそのままにして、またそれが、新たなクラスターにつながってはいけませんので、これはそういう声が聞こえてきたということだけで受けとめていただければ結構

です。市町村との連携も含めて、ぜひ、その辺もうまく考えていただきたいと思います。

○日高委員 この人流っていう話ですが、今回、まん防になる。疫学的に考えたら、まん防の重点措置期間中は部活動は普通どおりやってもいいものですか。

○有村感染症対策室長 なかなかお答えづらい案件でございます。

先ほど、佐藤委員にもお答えしましたように、感染者と接触する機会や人数を減らすことが感染防止の基本でございます。

感染症対策としては、密集、それから密接、そういったものの機会を減らすと。人との接触を減らすといった観点からしますと、人との接触を減らせば減らすほど、感染の機会を減らすことができますので、そういう考え方からしますと、それぞれの管理者が、その妥当性を評価しながら開催するとか、実施するという判断をしていただければと思っております。

○日高委員 教育委員会が判断するということですね。教育委員会にはもう、何も言わなくて、好きなようにやってくれということでもいいということですね。

○有村感染症対策室長 当然、内容によりけりだとは思っております。人との感覚が2メートルぐらい離れていて、声も出さないとか、そういったような活動とか、そして、換気のいいところでマスクも着用しているとか、いろいろな条件が重なれば、それは実施することも可能かとは思っています。

○日高委員 2メートル離れないといけない、マスクを着用しないといけないとなると、もうスポーツ自体ができないということだと思っておりますけどね。

わかりました。教育委員会に任せるしかない

ですね。

○重黒木福祉保健部長 これまでもなんですけれども、県民の方々、学校関係者の方々に様々な行動要請をお願いしております。その行動要請をお願いする前には、福祉保健部と教育委員会、あるいは2役も含めて、事前にしっかり協議を行いまして、感染状況の厳しさについての共通の認識を踏まえた上で対策を講じていただくことになっております。

教育委員会の状況を申し上げますと、当面、原則として部活動は禁止という御判断を頂いております。ただ、部活動の種類にもよりますが、例えば文化部で、美術部の方が黙って絵を描くというところについてまで制限するのかどうか、そのあたりは、個々の学校の中で判断していくということでございますけど、接触型のいろいろな部活動につきましては、今のところは、状況を見ながらなんですけれども、原則として禁止という取扱いをさせていただいているところです。

○前屋敷委員 感染者、患者に対する対応の件なんですけど、今日、知事の説明の中でも、入院患者が124名、それから、ホテルなどの宿泊療養施設で、現在178名、自宅療養者が454名ということで、過去最多という数字も示され、テレビのニュースなどでも出ています。国が原則、自宅療養だというような方針を以前出されてびっくりしたこともあるんですけれども、今、宮崎県でも自宅療養者が454名という状況になっていて、毎日、健康観察などを行う体制は整っておりますと知事もおっしゃったんですが、果たして、どの程度、状況が徹底されているのか。

そしてまた、宿泊療養施設では、看護師が常駐ということになってはいますが、今、このコロナ対応病床を確保しているのが307床。そのうち、124床には患者さんがいらっしゃるという状

況なので、一定の全県的な数でしょうから、余裕があるといっても、どういう形で入院が整っていくのかというところは定かではないんですが、私は、やはりできるだけ病院できっちり対応ができる体制を最大限追求することが必要ではないかと。

特に今、家族の中での感染が広がっているという状況もありますので、極力、自宅での療養は減らしていくという方針を持って対応していくことが大事ではないかなと思うんですけれども、その点はどうですか。

○市成健康増進課長 まず、自宅療養の体制という御心配の点ですね。自宅療養の方につきましては、管轄の保健所から健康観察ということで、お電話になりますけれども、その方の健康状況を毎日確認させていただいておるところです。

病床の関係で、307床に対して今、124名入院というところで、数の面でそういう状況ではございますが、昨日、医師会長も含めて会見の中で、病床の数と、そこに当たる看護スタッフ、医療スタッフが非常に脆弱な本県においては、今、非常に厳しい状況にあるという認識でございます。

ただ、最後のお話にありましたように、入院が必要な方については、基本的に自宅療養を減らすべきだというお話については、我々もそのように思っております、できる限り、入院が必要な方については入院という判断をして——一時、報道では自宅を基本という形で報道されましたけれども、基本的な考え方としては、入院が必要な方については、まずは医療機関、そして、ホテルもしくは自宅で療養が可能な場合、軽症もしくは無症状な方については、ホテルもしくは自宅という療養先になりますけれども、

自宅での療養が可能な場合、例えば無症状であるとか、自宅で生活が可能である場合、食料の支援があるとか、また今、食料の支援がない場合については、食料の支援のバックアップを始めたところですので、そういった方について今、自宅で生活、療養をしていただいている状況でございます。

いずれにしても、自宅療養の方の健康観察については、日々、保健所が連絡をして、確認をとっている状況でございます。

○坂本副委員長 先ほど、福祉保健課長から、直近の陽性者数の感染状況の御説明をいただいたものですから、これに関連してお伺いします。

報道等でしか、私たちは情報を持っていないので、詳しく分かればと思うんですが、この直近の陽性者数の中で、ワクチンを接種されている方、特に、2回目の接種が終わっている方で感染された方、分かりましたら教えていただきたいです。

○有村感染症対策室長 第4波収束時から集計したものでございますけれども、6月21日以降の発生届でございますが、ワクチン接種者で感染が確認された方については、1回目を接種済みの方が131名、2回目を接種済みの方が70名となっております。なお、対象としましては1,551人になります。

○坂本副委員長 今回のまん延防止等重点措置、それから、今回議案で上げておられる内容については、これまで、県のコロナ対策の中でずっとアクセルとブレーキを適宜見極めながらやっていくという、それに沿っていけば、いわゆるブレーキの状態、それも、過去にないぐらいの最大のブレーキを踏み込む状況かと受け止めています。

その上でまた、これが第5波が収束して、本

当にないことを祈ってますけれども、第6波との間になると、恐らく、この経済との両立ということが問題になってくるわけで、今後の見通しなんですけれども、今おっしゃったワクチン接種を2回終えているというのが、社会経済活動をしていく上での1つの保険というか、補償というか、それとしてあるということを前提にワクチン接種を進めていると思います。今後、県内で感染症の拡大を抑えながら、経済対策も両立させていく上で、このワクチン接種を2回終えているということ、ワクチンパスポート的な考え方で、ワクチンを打ち終わっている人については、こういう社会経済活動ができるのか、そういったほうに展開していかないと、恐らく、第5波もこういう状況で、仮に、第6波があったとしたら、また同じような状況が繰り返される。今お答えいただいたように、ワクチンを打っても感染するんだということになると、今後、ワクチン接種があまり進まないということにもつながっていくのかなと危惧しています。

ワクチン接種を進めてコロナを収束させていくという基本方針があるはずなので、今後の県の取組として、このワクチンを2回打った人の取扱いについて、どのように考えておられるのか、見通しを教えてくださいたいと思います。

○重黒木福祉保健部長 大変重要な視点だと思っております。

やはり、感染をこれだけ我々が警戒しているのは、感染した方が増えることによって、医療が逼迫するということでございます。

ワクチンを2回打った方についても、感染症対策室長から答弁がありましたように、感染される方がいらっしやいます。ただ、ほとんどの方が重症化しないということでございます。したがって、重症化する方が少なければ、医

療に対する逼迫度合いは格段に低くなるというところでございますので、しっかりとワクチンを打っていくことが社会経済活動の再開につながっていくものと思っております。

一方で、ワクチンを2回打ったことについて、逆に安心してしまっただけに活発に動いてしまうというところで、かかった方が広がってしまうというのがありますので、そこはワクチンを打っても、しっかり感染防止対策については、これまでどおりお願いしているのが今の状況でございます。

御質問のところにつきましては、国のほうで今後、いわゆる集団免疫というレベルまでワクチンを打った方が増えていけば、何らかの方針が示されるものと思っております。

ワクチンを2回打った方は、ここまで行動が許されるとか、何か方針が示されると思っていて、今、報道ベースでは、そういった検討もされているとお伺いしていますので、そういった国の方針が出てくる段階で、改めて関係部局とも協議しながら、どういうふうに県民の方々にお知らせをしていって、社会経済活動の再開につなげていくのか、しっかり検討してまいりたいと思っております。

○坂本副委員長 わかりました。

○日高委員 例えば、まん防を、今日、国が決めると。今日発令で、いつから措置がとられるのか。発令日がいつで、実質的に飲食店に対していつ発令をして、いつからいつまでが適用期間になるのかという、スケジュールみたいなところは大体わかっているんですか。

○重黒木福祉保健部長 まだ正式に、まん防の御連絡が来ていないので、報道ベースでしかないんですけども、今聞いている話では、本日決定になれば、本県に対するまん延防止等重点措置の適用が、27日から始まって9月12日まで

だということ、連絡が来ております。

その中で、我々としましては、今日決定すれば、すぐにでも対象地域を決定して、その中の対応方針を決めていくんですけども、その中で、例えば営業時間、酒類の提供の禁止とかをいつからお願いしていくのかというのは、やっぱり、一定程度の準備期間等が必要と考えておりますので、そこを考慮しながら、できるだけ早く決めていきたいということで、それは早急に、皆さん方にお知らせしていくことになると思います。

○日高委員 今までの実例からいくと、25日に決定し、27日から飲食店等にはまん防に伴う時短要請を出すと。猶予期間を29日まで2日間とると、もし、27日に準備ができているところは前倒しして協力金の支給の対象にするということですね。

○重黒木福祉保健部長 そういったことになろうかと思えます。時期はまだ検討しますけれども、円滑にまん延防止等重点措置の適用に移行できるように、しっかり周知徹底を図っていきたいと思います。

○日高委員 もう時短要請をやっているから、そのまま入れますね。

○山下福祉保健課長 今おっしゃったように、飲食店等に関しては、時短要請を今現在やりますので、比較的スムーズに移行できるのではないかと考えておりますが、先ほど申し上げたように、また新たに書類の内容も変わってきますので、その辺を考慮して設定させていただきたいと思っております。

○日高委員 わかりました。

○日高委員長 本日の日程は12時までを予定しておりますが、あと10分ほどあります。他に質疑はございませんか。

○野崎委員 病床数が307床用意してあって、今からまだ、協力して拡大していくと、今日、知事も発言されましたけれども、先ほど医療スタッフが追いついてないということでしたが、307床に対してフルで動けるのは何床ぐらいあるのか、307床全部動けるのか。

何が言いたいかということ、県民も我々も、307床もあるならまだ余裕があると思っただけなわけなんです。医療スタッフ含めて、実を言うところであっぴあぷの状態ですという話もあったので、今から増やそうとしているけれども、実際、増やしてもいいんですが、今のスタッフから考えて、実働の能力はどうでしょうか。

○重黒木福祉保健部長 307床ございますけれども、今現在、120床を超えてきているという状況で、非常に厳しい。厳しいという意味は、数は確保しているんですが、これは、通常の医療をしっかりとやりながらコロナ対応ができるという中で、ぎりぎりの状況になっているということです。

昨日、医師会長と一緒に知事がお話をしましたが、もちろん、コロナ対応も大切ですが、救急医療ですとか、通常の医療も大切でございます。

今、その両立を図りながらやる中では、非常に厳しい状況になっているという認識でございます。これ以上続くと、通常医療に一定の制限をかけなければコロナ対応ができなくなるというレベルに至りつつあるという認識でございます。

○野崎委員 そういう発信も必要だと思うんです。何床用意しましたというのは、みんな安心できるかもしれないけれども、逆にまだ、悪くなっても入院する余裕があるじゃないかって思われるわけです。

ただ、入院したら、一般の病気の治療が制限されて、コロナのほうにウエイトを置くといったら、それはそれでまた問題があるから、病床数を確保するのはすごく大事なことなんですけれども、県民には、307床用意してあるけど、医療スタッフを含めて非常に厳しい状況なんだという発信をしておかないと、まだ半分以上余裕があるじゃないかという感覚になってはいけないのかなという思いがしたので、質問したところです。

○日高委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって福祉保健部を終了いたします。

執行部の皆さん、大変お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時0分再開

○日高委員長 委員会を再開します。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、賛否も含め、御意見等がありましたらお伺いをしたいと思います。

暫時休憩します。

午後1時0分休憩

午後1時8分再開

○日高委員長 委員会を再開します。

それでは、御意見はないようですので、採決を行いたいと思います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、報告第1号及び報告第3号につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、報告第1号及び報告第3号につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、休憩中に話がありましたけれども、委員長報告については、皆様の御意見を踏まえて正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午後1時10分閉会

署 名

厚生常任委員会委員長 日 高 利 夫